別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
度会町	牧戸地区	令和4年4月14日	

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	36.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.8ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	32.2ha
（備考）　④については、10年後の意向をアンケート等で確認。 ※今後5年間であれば引き受ける意向のある農業者あり。	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、５～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

現在の中心経営体（認定農業者：農業者A）が耕作している農地の後継者が決まっていない。
70歳以上の農業者が耕作している農地のうち、後継者が未定となっている農地が１．8haある。
10年後に経営規模の縮小を考えている農業者が複数いる。
現時点で、地区内の農業者で担い手として経営規模を拡大していく意向のある者がいない。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在の中心経営体（認定農業者：農業者A、法人A）を中心に、地区内の農業者でできる限り長く耕作が継続できるよう農地の集積・集約化を図るとともに、地域全体で担い手をサポートしていく体制を整える。

現状では地区内で中心経営体を志向する農業者はいないものの、地区内の若手農業者の規模拡大意向を最優先し、育成を図るとともに、地区外からも入り作を希望する農業者を後継者として受け入れていく。

新たに中心経営体が引き受ける意向のある農地については、農地中間管理事業等を活用し、積極的に農地の集積・集約化を図る。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考）　中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稲 飼料用米	7.8　ha	水稲 飼料用米	－　ha	牧戸
認農	農業者B	水稲	－　ha	水稲、麦 大豆、野菜	15　ha	牧戸
認就	農業者C	水稲	－　ha	水稲、麦 飼料用米	10　ha	牧戸
認農法	法人A	茶	5.1　ha	水稲、茶	20.1　ha	牧戸
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	4人		12.9　ha		45.1　ha	

注１：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注２：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね５年から10年後の意向を記載します。
注３：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。
注４：「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」には、「現状」欄の「経営面積」に「今後新たに引受けの意向がある経営面積」を加えた面積を記載します。

４　３の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

（農地の集積・集約） 農作業の効率化を図るため、ほ場の入れ替えを行いながら中心経営体への農地の集積・集約化を推進する。
（サポート体制の構築） 草刈りや水路清掃等の農作業において、地域全体で中心経営体をサポートしていく体制を整える。
（農地の保全への取組方針） 中心経営体だけでなく、集落の農業者、土地所有者が一体となり、地域全体で農地の保全に取り組む。
（新たな担い手の確保） 度会町農業委員会を通じて、認定農業者や認定新規就農者との農地のマッチングを行い、中心経営体となりうる新たな担い手を地区外から確保する。
（次世代を担う農業者の育成方針） 今後、現在の中心経営体の高齢化が進んでいくことから、現場での営農指導を交えながら後継者を育成し、計画的に次期担い手へ農地を引き継いでいけるよう取り組む。
（農地中間管理機構の活用方針） 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定や農地中間管理事業等を活用し、中心経営体に対して農地の集積・集約化を推進する。